

佐賀県自殺対策基本計画概要（案）

自殺対策の数値目標

- 2027（令和9）年までに本県の自殺死亡率を10.7以下にする
平成28年の自殺死亡率（15.4）を30%以上減少
⇒ 2027（令和9）年の自殺死亡率：10.7以下
※自殺死亡率は人口10万人当たりの自殺者数

計画期間

- ・ 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度
（おおむね5年を目途に見直し）

基本理念

- ・ 誰も自殺に追い込まれることのない「人の想いに寄り添う佐賀県」を目指して

基本認識

- ・ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- ・ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ・ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する。

基本方針

- ・ 生きることの包括的な支援として推進する
- ・ 関連施策との有機的な連携の強化を図る
- ・ 各段階（対人支援のレベル、地域連携のレベル、社会制度のレベル）（事前対応、自殺発生の危機対応、事後対応）に応じた自殺対策を実施する
- ・ 自殺の実態解明を推進する
- ・ 地域毎・世代毎・対象毎の特性に応じた取組を実施する

いのち支える自殺対策における取組

- 1 市町への支援の強化
- 2 地域ネットワークの強化
- 3 自殺対策を支える人材の育成
- 4 県民への啓発と周知
- 5 生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす支援
- 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点的に取り組むべき事項

- 1 子ども・若者対策
- 2 労働者・経営者対策
- 3 無職者・失業者対策
- 4 高齢者対策
- 5 女性対策

佐賀県自殺対策基本計画概要

いのち支える自殺対策における取組

市町への支援の強化

- ・市町計画見直し、進捗管理、検証等への支援

地域ネットワークの強化

- ・精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・依存症対策 等

自殺対策を支える人材の育成

- ・ゲートキーパーの養成
- ・かかりつけ医と精神科医の連携によるうつ病等の早期発見、早期治療
- ・社会的要因に関連する関係者、支援者への研修の実施
- ・家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援 等

県民への啓発と周知

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間等の実施
- ・地域における相談体制の充実と支援策、SNSを含む相談窓口情報等の分かりやすい発信等

生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす支援

- ・ハイリスク者等に対する支援の充実
- ・自殺未遂者への支援等

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ・SOSの出し方教育、心の健康保持に係る教育の推進

重点的に取り組むべき事項

子ども・若者対策

- ・いじめを苦にした児童生徒の自殺の予防
- ・児童・生徒・学生等への支援の充実
- ・児童生徒等の自殺予防につながる教育の実施
- ・子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援や、教職員に対する普及啓発等の実施
- ・体制整備

労働者・経営者対策

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・経営者等に対する相談事業の実施等
- ・ハラスメント防止対策

高齢者対策

- ・高齢者の健康不安に対する支援
- ・社会参加の強化

無職者・失業者対策

- ・多重債務者に対する支援の充実
- ・失業者等に対する相談窓口の充実等
- ・法的問題解決のための情報提供の充実

女性対策

- ・妊産婦への支援の充実
- ・コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
- ・困難な問題を抱える女性への支援

佐賀県自殺対策基本計画概要

佐賀県の自殺の現状

